

**PRESS RELEASE**

報道関係者各位

令和 8 年 1 月 5 日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 馬場
佐賀市天神一丁目 4 番 15 号 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

令和 6 年能登半島地震災害義援金の受付について（第 5 報）**【重要なお知らせ：受付期間を延長します】**

この度の「令和 6 年能登半島地震災害義援金」について、下記のとおり受付期間が延長されましたので、お知らせいたします。

変更事項	受付期間の延長
受付期間	【変更前】 令和 6 年 1 月 5 日（金）から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで
	【変更後】 令和 6 年 1 月 5 日（金）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

*** 【参考 第 4 報】**

令和 6 年 1 月 1 日に発生した「令和 6 年能登半島地震」により、北陸地方を中心に人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数の市町村に災害救助法が適用されました。

この災害により被災された方々を支援することを目的に、中央共同募金会及び各被災県共同募金会において義援金募集を開始されたことに伴い、佐賀県共同募金会（会長：陣内芳博）においても同義援金の受付を行っております。

この度、義援金の受付期間を下記のとおり、令和 7 年 12 月 26 日（金）まで延長することとなりましたのでお伝え申し上げます。

なお、福井県への義援金送金については、福井県共同募金会の義援金受付終了（令和 6 年 12 月 27 日（金）まで）に伴い、本会での受付も同日付で終了となっております。

また、本会にお寄せいただいた義援金は、「全国の被災地の一括支援」を行う中央共同募金会あてに送金させていただき、「特定の被災県への支援」を希望される場合は、各被災県共同募金会が開設されている義援金口座へ直接お振込みいただくこととしておりますので申し添えます。（詳細は本会ホームページをご参照ください）

記

1. 義援金名称

令和 6 年能登半島地震災害義援金

2. 受付期間

令和 6 年 1 月 5 日（金）から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

3. 義援金の受付方法について

(1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20 か所で受け付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の国会指定口座に送金してください。

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 3066603	社会福祉法人 佐賀県共同募金会

佐賀銀行の本店・支店すべての窓口準備されている専用振込票を使用し、佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料となります。

4. 義援金の送金について

本会にお寄せいただいた義援金は全額を中央共同募金会あてに送金し、被災地の共同募金会へ按分されます。（次項目参照）

5. 中央共同募金会の按分対象となる被災県共同募金会（令和6年12月20日現在）

県名	募集期間
石川県	令和6年1月4日（木）から令和7年12月26日（金）
富山県	令和6年1月5日（金）から令和7年12月26日（金）
新潟県	令和6年1月9日（火）から令和7年12月26日（金）

※福井県については、令和6年12月27日（金）までで終了

6. 義援金の配分について

義援金は、被災地の地方公共団体(県)を通じて被災者世帯に配分されます。

7. 義援金の税制上の優遇措置について

この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。

希望される場合は、中央共同募金会で発行する領収書が必要となりますので、本会または市町支会（社会福祉協議会）までご相談ください。

(問い合わせ先) 社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 / TEL 0952-23-4996